

5 職員のサービスの状況

職員のサービスについては、法第30条にサービスの根本基準が定められているほか、法令等及び上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などの義務や制限が課されています。

これらのサービス規律を保持するため、懲戒制度の適切な運用に努めているほか、日ごろから職員に対して注意を喚起し、その徹底を図っています。

平成20年度のサービス規律の遵守に関する主な取組状況は、次のとおりです。

任命権者	取 組 内 容	周知方法等
知 事	<p>職員のサービス規律の厳正な保持について、定期的（夏季、年末及び年度末）に周知したほか、選挙の実施や職員が不祥事を起こした際など、必要に応じて随時、職員への周知等を行った。</p> <p>なお、平成19年度から、各所属に「コンプライアンス委員会」を設置し、職員の法令遵守等の意識高揚に努めています。</p>	<p>文書による通知 各所属におけるコンプライアンス委員会の開催等</p>

任命権者	取 組 内 容	周知方法等
病院事業管理者	<p>選挙が実施された場合のサービス規律に関する通知</p> <p>7月、12月及び3月期において事故防止及びサービス規律保持の通知</p> <p>職員にサービス規律違反が発生した場合は随時規律保持徹底の通知</p> <p>各所属に対して福島県倫理条例に基づいて、贈与の有無にかかわらず四半期ごとに報告を義務づけている。</p>	<p>文書による通知及び各所属内の会合、回覧等</p> <p>文書による通知及び各所属内の会合、回覧等</p> <p>文書による通知及び各所属内の会合、回覧等</p>

任命権者	取 組 内 容	周知方法等
教育委員会	<p>1 平成20年7月、教職員による不祥事の発生を受け、各学校のサービス倫理委員会において指導者となること多い教頭を対象として、市町村立学校及び県立学校合同教頭会議を各市町村教育委員会と共同で開催し（県内7地区）し、不祥事防止の徹底を図った。</p> <p>2 平成20年11月、教職員による不祥事の発生を受け、県立学校長会議を福島市で開催し、不祥事防止の徹底を図った。</p> <p>3 平成20年12月、教職員による不祥事の発生を受け、県立学校長会議を福島市で開催し、不祥事防止の徹底を図った。</p>	<p>不祥事防止策の協議等を行った。</p> <p>不祥事の具体的状況を踏まえた再発防止策についての指示等を行った。</p> <p>不祥事の具体的状況を踏まえた再発防止策についての指示等を行った。</p>

任命権者	取 組 内 容	周知方法等
警察本部長	<p>警察職員は、警察の任務が県民から負託されたものであることを自覚し、県民の信頼に応えられるよう高い倫理観の涵養と適切な職務執行の徹底を図った。</p>	<p>文書による通知、機会教養及び各種会議</p>